

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成29年2月15日認可した。

平成29年2月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
三豊市財田町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）石野上地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）雉子尾地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）別所山下地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）吉田上地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）吉田下地区
〃	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）滝の下地区
三豊市山本町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）下淀シコ地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）砂古地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）池の向地区
〃	単独県費補助土地改良事業（頭首工改修事業）正月横井地区